② 社会福祉施設整備事業

社会福祉施設整備事業については、児童福祉施設その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校を除いた施設の整備事業を対象とするものとする（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

③ 一般廃棄物処理事業

一般廃棄物処理事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする（ただし、都が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

ア し尿処理施設整備事業

イ ごみ処理施設整備事業

ウ 清掃運搬施設等整備事業

④ 一般補助施設整備等事業

一般補助施設整備等事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア 原則として、国庫補助金を伴う事業のうち次に掲げる事業

(ｱ) 原子力発電施設等立地地域振興特別事業

(ｲ) 沖縄振興特別推進交付金事業

(ｳ) 奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）

(ｴ) 未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）

(ｵ) 出資金・貸付金（チッソ分）

(ｶ) 防災集団移転事業

(ｷ) 豪雪対策整備事業

(ｸ) 認定こども園整備事業（他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。）

(ｹ) 産業廃棄物不法投棄対策事業

(ｺ) 公害防止対策事業（ダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業に限る。）

(ｻ) 地震対策緊急整備事業等

(ｼ) 住宅資金等貸付事業

(ｽ) 庁舎整備事業

(ｾ) 特定地域再生事業（公共施設又は公用施設の除却事業に限る。）

(ｿ) 特定間伐等促進対策事業

イ 国庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業のうち、アに掲げる事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業

ウ 特別転貸債

(ｱ) 指定都市高速道路公社が行う有料道路の整備事業

(ｲ) コンテナ埠頭公社等又はフェリー埠頭公社が行う特定用途港湾施設（コンテナ埠頭及びフェリー埠頭）の整備事業

(ｳ) 港湾運営会社が行う埠頭群を構成する港湾施設の整備事業

(ｴ) 外貿埠頭公社等が行う外貿埠頭の整備事業

(ｵ) 独立行政法人空港周辺整備機構が行う空港周辺整備事業

(ｶ) 独立行政法人奄美群島振興開発基金が行う融資事業

⑤ 施設整備事業（一般財源化分）

施設整備事業（一般財源化分）については、平成17年度及び平成18年度に一般財源化された次の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業を対象とするものとする。

ア 次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所に係るものに限る。）

イ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

ウ 社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）

エ 消防防災設備整備費補助金

⑸ 一般単独事業

① 一般事業

一般事業については、地方単独事業のうち他の事業区分に属する事業の対象とならない事業を対象とするものとする（ただし、地域開発事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。）及び観光その他事業（観光施設事業に限る。）を新たに行う法人に対する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債については、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

② 地域活性化事業

地域活性化事業については、地域の経済循環の創造に資する事業やこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に係る事業（平成27年度までの間に限る。）等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とするものとする（平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置付けられている事業であって、平成26年度以降引き続き実施することが必要なものを含む。）。

③ 防災対策事業

防災対策事業については、地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設及び公用施設の耐震化事業並びに自然災害を未然に防止するために行う事業を対象とするものとする。

④ 地方道路等整備事業

地方道路等整備事業については、地方単独事業として行う道路、農道及び林道の整備事業を対象とするものとする。

⑤ 旧合併特例事業

旧合併特例事業については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業及び市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第10号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の下で都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業等又は平成22年３月31日までに合併した市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業を対象とするものとする。

⑥ 緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業については、防災対策事業のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象とするものとする。

⑹ 辺地及び過疎対策事業

① 辺地対策事業

辺地対策事業については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定による総合整備計画に基づいて行う同法第２条第２項に定める公共的施設の整備事業を対象とするものとする。

② 過疎対策事業

過疎対策事業については、過疎地域の市町村が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第６条第１項の規定による過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う同法第12条第１項に定める出資及び施設の整備事業並びに同条第２項に定める事業を対象とするものとする。

⑺ 公共用地先行取得等事業

公共用地先行取得等事業については、公共事業等を効率的に執行し、又は国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の取得を対象とするものとする。